

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例				
条 例 番 号	昭和31年神奈川県条例第40号	法 規 集	第15編第5章第4節		
所 管 室 課	警察本部生活安全部生活経済課				
条 例 の 概 要	公共の危害の防止、賭博等の排除及び動物の愛護を図ることを目的として、粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等（以下「闘犬等」という。）を防止するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の規制対象外となる闘犬等を行わせること、それを見せる目的で公衆を集めること及びそれらの行為を教唆し又はほう助することを禁止するものであり、動物愛護の観点から必須の条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例により、県内においては闘犬、闘鶏、闘牛等が抑止されており、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例の規制は必要最小限の範囲内であるが、十分に効率的で効果を発揮している。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合し、さらに「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すために県が中心となって保健所設置6市と取り組んでいる「神奈川県動物愛護管理推進計画」にも適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例は、闘犬等を防止するため必要な事項を定めた上、罰則を設けているが、合理的な範囲内であって、憲法、法令等に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	